

コンビニエンスストアなどの店頭の 灰皿の撤去をお願いします！

改正健康増進法の「喫煙場所は、受動喫煙のない配慮義務」
が、2019年1月24日より施行されています。

改正健康増進法では、「施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」と、施設管理者の責務を定めています。施設管理者も、喫煙者も、守る責務があります。違反する場合は、監督の保健所等から指導されます。

※公道等に面して灰皿が置かれると、喫煙する利用客も、客でない喫煙者もそこに集まるので、街中の喫煙所となり、出入りする人、従業員、通行人も受動喫煙の害を受けます。

※公道だけでなく、人の利用する施設や店などの屋外でも、灰皿や、喫煙室の排気口などからの受動喫煙の害があれば、同様に撤去が必要です。



灰皿撤去で安心♡



改正健康増進法 第二十五条の三

(喫煙をする際の配慮義務等)

1. 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。
2. 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。